

# 湧別町国民保護計画新旧対照表

令和6年12月

湧別町国民保護計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第1編 総論</b></p> <p style="text-align: center;">第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><b>(3) 人口分布</b></p> <p>町内人口のほとんどが上湧別市街地・中湧別市街地・湧別市街地に集中しており、旧上湧別町市街地が全人口の約40%、旧湧別町市街地が約30%を占めている。</p> <p>人口推移では昭和25年の国勢調査において25,505人であったが、昭和55年には14,514人、平成20年には10,497人まで減少し過疎化が進んでいるが、最近の傾向として減少率は鈍化している。(人口は旧上湧別町と旧湧別町を合算したものである)</p> <p style="text-align: center;">【行政区別世帯数及び人口】 <span style="float: right;">(令和6年11月30日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="2">人口</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>うち70歳以上の高齢者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>港町</td><td>51</td><td>126</td><td>36</td></tr> <tr><td>曙町</td><td>119</td><td>222</td><td>64</td></tr> <tr><td>緑町</td><td>124</td><td>215</td><td>66</td></tr> <tr><td>栄町</td><td>316</td><td>572</td><td>131</td></tr> <tr><td>錦町</td><td>351</td><td>739</td><td>198</td></tr> <tr><td>川西</td><td>45</td><td>105</td><td>38</td></tr> <tr><td>信部内</td><td>33</td><td>81</td><td>29</td></tr> <tr><td>緑蔭</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>登栄床</td><td>122</td><td>439</td><td>98</td></tr> <tr><td>東</td><td>209</td><td>365</td><td>146</td></tr> <tr><td>福島</td><td>9</td><td>17</td><td>10</td></tr> <tr><td>芭露</td><td>219</td><td>429</td><td>150</td></tr> <tr><td>上芭露</td><td>45</td><td>83</td><td>31</td></tr> <tr><td>東芭露</td><td>10</td><td>19</td><td>6</td></tr> <tr><td>西芭露</td><td>12</td><td>28</td><td>10</td></tr> <tr><td>志撫子</td><td>21</td><td>46</td><td>16</td></tr> <tr><td>計呂地</td><td>87</td><td>157</td><td>40</td></tr> <tr><td>旭</td><td>16</td><td>38</td><td>11</td></tr> <tr><td>五の三</td><td>90</td><td>211</td><td>62</td></tr> <tr><td>中湧別東町</td><td>228</td><td>435</td><td>139</td></tr> <tr><td>中湧別北町</td><td>381</td><td>642</td><td>187</td></tr> <tr><td>中湧別中町</td><td>108</td><td>162</td><td>68</td></tr> <tr><td>中湧別南町</td><td>326</td><td>631</td><td>193</td></tr> <tr><td>五の一</td><td>214</td><td>400</td><td>158</td></tr> <tr><td>上湧別屯田市街地</td><td>515</td><td>910</td><td>362</td></tr> <tr><td>四の三</td><td>50</td><td>107</td><td>35</td></tr> <tr><td>四の二</td><td>58</td><td>141</td><td>63</td></tr> <tr><td>四の一</td><td>32</td><td>91</td><td>38</td></tr> <tr><td>開盛</td><td>168</td><td>327</td><td>105</td></tr> <tr><td>富美</td><td>59</td><td>128</td><td>26</td></tr> <tr><td>上富美</td><td>10</td><td>22</td><td>5</td></tr> <tr><td>札富美</td><td>10</td><td>24</td><td>10</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,039</td><td>7,912</td><td>2,531</td></tr> </tbody> </table>	行政区	世帯数	人口		人	うち70歳以上の高齢者	港町	51	126	36	曙町	119	222	64	緑町	124	215	66	栄町	316	572	131	錦町	351	739	198	川西	45	105	38	信部内	33	81	29	緑蔭	1	2	0	登栄床	122	439	98	東	209	365	146	福島	9	17	10	芭露	219	429	150	上芭露	45	83	31	東芭露	10	19	6	西芭露	12	28	10	志撫子	21	46	16	計呂地	87	157	40	旭	16	38	11	五の三	90	211	62	中湧別東町	228	435	139	中湧別北町	381	642	187	中湧別中町	108	162	68	中湧別南町	326	631	193	五の一	214	400	158	上湧別屯田市街地	515	910	362	四の三	50	107	35	四の二	58	141	63	四の一	32	91	38	開盛	168	327	105	富美	59	128	26	上富美	10	22	5	札富美	10	24	10	合計	4,039	7,912	2,531	<p style="text-align: center;"><b>第1編 総論</b></p> <p style="text-align: center;">第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><b>(3) 人口分布</b></p> <p>町内人口のほとんどが上湧別市街地・中湧別市街地・湧別市街地に集中しており、旧上湧別町市街地が全人口の約40%、旧湧別町市街地が約30%を占めている。</p> <p>人口推移では昭和25年の国勢調査において25,505人であったが、昭和55年には14,514人、平成20年には10,497人まで減少し過疎化が進んでいるが、最近の傾向として減少率は鈍化している。<u>なお、世帯数は昭和50年ころから4,200戸を保っている。</u>(人口は旧上湧別町と旧湧別町を合算したものである)</p> <p style="text-align: center;">【行政区別世帯数及び人口】 <span style="float: right;">(令和2年7月31日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="2">人口</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>うち70歳以上の高齢者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>港町</td><td>47</td><td>140</td><td>38</td></tr> <tr><td>曙町</td><td>110</td><td>226</td><td>74</td></tr> <tr><td>緑町</td><td>126</td><td>228</td><td>63</td></tr> <tr><td>栄町</td><td>337</td><td>627</td><td>133</td></tr> <tr><td>錦町</td><td>356</td><td>779</td><td>192</td></tr> <tr><td>川西</td><td>49</td><td>121</td><td>46</td></tr> <tr><td>信部内</td><td>31</td><td>79</td><td>25</td></tr> <tr><td>緑蔭</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>登栄床</td><td>122</td><td>472</td><td>86</td></tr> <tr><td>東</td><td>210</td><td>414</td><td>150</td></tr> <tr><td>福島</td><td>11</td><td>24</td><td>11</td></tr> <tr><td>芭露</td><td>225</td><td>454</td><td>145</td></tr> <tr><td>上芭露</td><td>50</td><td>100</td><td>41</td></tr> <tr><td>東芭露</td><td>9</td><td>23</td><td>9</td></tr> <tr><td>西芭露</td><td>14</td><td>35</td><td>15</td></tr> <tr><td>志撫子</td><td>22</td><td>60</td><td>18</td></tr> <tr><td>計呂地</td><td>74</td><td>156</td><td>51</td></tr> <tr><td>旭</td><td>16</td><td>43</td><td>11</td></tr> <tr><td>五の三</td><td>95</td><td>228</td><td>68</td></tr> <tr><td>中湧別東町</td><td>241</td><td>471</td><td>139</td></tr> <tr><td>中湧別北町</td><td>372</td><td>652</td><td>185</td></tr> <tr><td>中湧別中町</td><td>104</td><td>180</td><td>71</td></tr> <tr><td>中湧別南町</td><td>341</td><td>667</td><td>206</td></tr> <tr><td>五の一</td><td>206</td><td>430</td><td>148</td></tr> <tr><td>上湧別屯田市街地</td><td>535</td><td>1,004</td><td>378</td></tr> <tr><td>四の三</td><td>47</td><td>117</td><td>43</td></tr> <tr><td>四の二</td><td>64</td><td>169</td><td>61</td></tr> <tr><td>四の一</td><td>34</td><td>95</td><td>36</td></tr> <tr><td>開盛</td><td>160</td><td>329</td><td>111</td></tr> <tr><td>富美</td><td>53</td><td>135</td><td>29</td></tr> <tr><td>上富美</td><td>8</td><td>24</td><td>6</td></tr> <tr><td>札富美</td><td>9</td><td>25</td><td>5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,080</td><td>8,512</td><td>2,596</td></tr> </tbody> </table>	行政区	世帯数	人口		人	うち70歳以上の高齢者	港町	47	140	38	曙町	110	226	74	緑町	126	228	63	栄町	337	627	133	錦町	356	779	192	川西	49	121	46	信部内	31	79	25	緑蔭	2	5	2	登栄床	122	472	86	東	210	414	150	福島	11	24	11	芭露	225	454	145	上芭露	50	100	41	東芭露	9	23	9	西芭露	14	35	15	志撫子	22	60	18	計呂地	74	156	51	旭	16	43	11	五の三	95	228	68	中湧別東町	241	471	139	中湧別北町	372	652	185	中湧別中町	104	180	71	中湧別南町	341	667	206	五の一	206	430	148	上湧別屯田市街地	535	1,004	378	四の三	47	117	43	四の二	64	169	61	四の一	34	95	36	開盛	160	329	111	富美	53	135	29	上富美	8	24	6	札富美	9	25	5	合計	4,080	8,512	2,596	<p>・文言の削除</p> <p>・時点修正</p>
行政区			世帯数	人口																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	人	うち70歳以上の高齢者																																																																																																																																																																																																																																																																																				
港町	51	126	36																																																																																																																																																																																																																																																																																			
曙町	119	222	64																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緑町	124	215	66																																																																																																																																																																																																																																																																																			
栄町	316	572	131																																																																																																																																																																																																																																																																																			
錦町	351	739	198																																																																																																																																																																																																																																																																																			
川西	45	105	38																																																																																																																																																																																																																																																																																			
信部内	33	81	29																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緑蔭	1	2	0																																																																																																																																																																																																																																																																																			
登栄床	122	439	98																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東	209	365	146																																																																																																																																																																																																																																																																																			
福島	9	17	10																																																																																																																																																																																																																																																																																			
芭露	219	429	150																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上芭露	45	83	31																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東芭露	10	19	6																																																																																																																																																																																																																																																																																			
西芭露	12	28	10																																																																																																																																																																																																																																																																																			
志撫子	21	46	16																																																																																																																																																																																																																																																																																			
計呂地	87	157	40																																																																																																																																																																																																																																																																																			
旭	16	38	11																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五の三	90	211	62																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別東町	228	435	139																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別北町	381	642	187																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別中町	108	162	68																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別南町	326	631	193																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五の一	214	400	158																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上湧別屯田市街地	515	910	362																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の三	50	107	35																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の二	58	141	63																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の一	32	91	38																																																																																																																																																																																																																																																																																			
開盛	168	327	105																																																																																																																																																																																																																																																																																			
富美	59	128	26																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上富美	10	22	5																																																																																																																																																																																																																																																																																			
札富美	10	24	10																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	4,039	7,912	2,531																																																																																																																																																																																																																																																																																			
行政区	世帯数	人口																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		人	うち70歳以上の高齢者																																																																																																																																																																																																																																																																																			
港町	47	140	38																																																																																																																																																																																																																																																																																			
曙町	110	226	74																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緑町	126	228	63																																																																																																																																																																																																																																																																																			
栄町	337	627	133																																																																																																																																																																																																																																																																																			
錦町	356	779	192																																																																																																																																																																																																																																																																																			
川西	49	121	46																																																																																																																																																																																																																																																																																			
信部内	31	79	25																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緑蔭	2	5	2																																																																																																																																																																																																																																																																																			
登栄床	122	472	86																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東	210	414	150																																																																																																																																																																																																																																																																																			
福島	11	24	11																																																																																																																																																																																																																																																																																			
芭露	225	454	145																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上芭露	50	100	41																																																																																																																																																																																																																																																																																			
東芭露	9	23	9																																																																																																																																																																																																																																																																																			
西芭露	14	35	15																																																																																																																																																																																																																																																																																			
志撫子	22	60	18																																																																																																																																																																																																																																																																																			
計呂地	74	156	51																																																																																																																																																																																																																																																																																			
旭	16	43	11																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五の三	95	228	68																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別東町	241	471	139																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別北町	372	652	185																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別中町	104	180	71																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中湧別南町	341	667	206																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五の一	206	430	148																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上湧別屯田市街地	535	1,004	378																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の三	47	117	43																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の二	64	169	61																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四の一	34	95	36																																																																																																																																																																																																																																																																																			
開盛	160	329	111																																																																																																																																																																																																																																																																																			
富美	53	135	29																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上富美	8	24	6																																																																																																																																																																																																																																																																																			
札富美	9	25	5																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	4,080	8,512	2,596																																																																																																																																																																																																																																																																																			

湧別町国民保護計画新旧対照表

NO. 2

改正後	改正前	説明												
<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="201 898 1184 1241"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設・設備面</td> <td>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>無線通信ネットワークの整備・<b>多重化・耐震化</b>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	無線通信ネットワークの整備・ <b>多重化・耐震化</b> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1285 898 2267 1241"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設・設備面</td> <td>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>無線通信ネットワークの整備・<b>拡充</b>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	無線通信ネットワークの整備・ <b>拡充</b> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	<p>・基本指針に基づく用語の整理</p>
施設・設備面		非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。												
		武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。												
		無線通信ネットワークの整備・ <b>多重化・耐震化</b> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。												
		被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。												
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。													
施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。													
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。													
	無線通信ネットワークの整備・ <b>拡充</b> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。													
	被災現場の状況を収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送システムの構築に努める。													
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。													

湧別町国民保護計画新旧対照表

NO. 3

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1)～(2) 略</p> <p><b>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</b> 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<b>個別避難計画</b>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><b>【避難行動要支援者の避難支援プランについて】</b> 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の対策計画を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。 避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「要配慮者支援に係る全体的な考え方」と「要配慮者一人一人に対する個別計画」で構成される。 避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の<b>個別避難計画</b>を策定することとなる。 （家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1)～(2) 略</p> <p><b>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</b> 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<b>避難行動要支援者対策計画</b>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><b>【避難行動要支援者の避難支援プランについて】</b> 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の対策計画を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。 避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「要配慮者支援に係る全体的な考え方」と「要配慮者一人一人に対する個別計画」で構成される。 避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の<b>避難支援プラン</b>を策定することとなる。 （家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・基本指針に基づく用語の整理</p>

湧別町国民保護計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1～5 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p><b>(1) 生活関連等施設の把握等</b></p> <p>町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。</p> <p>また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設の種類の及び所管省庁、所管道担当部局】</b></p> <table border="1" data-bbox="219 905 1154 1675"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td rowspan="11">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品医療機器等法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p style="text-align: center;">第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1～5 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p><b>(1) 生活関連等施設の把握等</b></p> <p>町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。</p> <p>また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設の種類の及び所管省庁、所管道担当部局】</b></p> <table border="1" data-bbox="1320 905 2255 1675"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類の</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td rowspan="11">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品医療機器等法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類の	所管省庁名	所管道担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>・所管省庁名の変更</p>
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局																																																																																																																																						
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局																																																																																																																																						
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																							
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省																																																																																																																																							
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																							
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																							
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																							
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																							
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																							
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																							
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																							
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																							
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																							
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																							
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																							
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																							
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																							
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																							
国民保護法施行令	各号	施設の種類の	所管省庁名	所管道担当部局																																																																																																																																						
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局																																																																																																																																						
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																							
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																							
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																							
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																							
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																							
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																							
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																							
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																							
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																							
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																							
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																							
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																							
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																							
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																							
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																							
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																							
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																							

湧別町国民保護計画新旧対照表

NO. 5

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第4章 警報及び避難の指示等</p> <p style="text-align: center;">第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達又は通知 町は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに次の者に伝達又は通知するものとする。 又、町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<a href="https://www.town.yubetsu.lg.jp">https://www.town.yubetsu.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載する。</p> <p>【伝達】 ①住民 ②関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）</p> <p>【通知】 ③町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会・出張所・保育所・消防署出張所など）</p> <p>2 警報内容の伝達方法 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で個別避難計画を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第4章 警報及び避難の指示等</p> <p style="text-align: center;">第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達又は通知 町は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに次の者に伝達又は通知するものとする。 又、町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<a href="http://www.yubetsu.lg.jp">http://www.yubetsu.lg.jp</a>）に警報の内容を掲載する。</p> <p>【伝達】 ①住民 ②関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）</p> <p>【通知】 ③町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会・出張所・保育所・消防署出張所など）</p> <p>2 警報内容の伝達方法 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・ URLの修正</p> <p>・ 基本指針に基づく用語の整理</p>

湧別町国民保護計画新旧対照表

改 正 後	改 正 前	説 明																																																																																																																		
<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第5章 救 援</p> <p>1～2 略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 埋葬及び火葬</p> <p>遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>また、道・道警察及び他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。</p> <p>なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)における埋葬及び火葬の手續に係る特例(厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例)が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。</p> <p><b>【火葬場】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別斎場</td> <td>湧別町東145番地の1</td> <td>TEL(01586)5-2940</td> </tr> <tr> <td>上湧別斎場</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地447番地</td> <td>TEL(01586)2-2660</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【墓地】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別墓地</td> <td>湧別町東145番地の1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登栄床墓地</td> <td>湧別町登栄床78番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信部内墓地</td> <td>湧別町信部内39番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芭露墓地</td> <td>湧別町芭露964番地の1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上芭露墓地</td> <td>湧別町上芭露406番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西芭露墓地</td> <td>湧別町西芭露518番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東芭露墓地</td> <td>湧別町東芭露131番地の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志撫子墓地</td> <td>湧別町志撫子1374番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計呂地墓地</td> <td>湧別町計呂地1406番地の2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南兵村墓地</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地447番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北兵村墓地</td> <td>湧別町北兵村一区235番地の1、236番地の1、239番地の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富美墓地</td> <td>湧別町富美560番地、561番地の1、562番地の1、3031番地の内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開盛墓地</td> <td>湧別町開盛11番地、908番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上富美墓地</td> <td>湧別町上富美332番地の2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湧別町合同墓</td> <td>湧別町東145番地の1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	住 所	電 話	湧別斎場	湧別町東145番地の1	TEL(01586)5-2940	上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地447番地	TEL(01586)2-2660	名 称	住 所	備 考	湧別墓地	湧別町東145番地の1		登栄床墓地	湧別町登栄床78番地		信部内墓地	湧別町信部内39番地		芭露墓地	湧別町芭露964番地の1		上芭露墓地	湧別町上芭露406番地		西芭露墓地	湧別町西芭露518番地		東芭露墓地	湧別町東芭露131番地の3		志撫子墓地	湧別町志撫子1374番地		計呂地墓地	湧別町計呂地1406番地の2		南兵村墓地	湧別町上湧別屯田市街地447番地		北兵村墓地	湧別町北兵村一区235番地の1、236番地の1、239番地の3		富美墓地	湧別町富美560番地、561番地の1、562番地の1、3031番地の内		開盛墓地	湧別町開盛11番地、908番地		上富美墓地	湧別町上富美332番地の2		湧別町合同墓	湧別町東145番地の1		<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第5章 救 援</p> <p>1～2 略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 埋葬及び火葬</p> <p>遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>また、道・道警察及び他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。</p> <p>なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)における埋葬及び火葬の手續に係る特例(厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例)が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。</p> <p><b>【火葬場】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別斎場</td> <td>湧別町東145番地</td> <td>TEL(01586)5-2940</td> </tr> <tr> <td>上湧別斎場</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地447番地</td> <td>TEL(01586)2-2660</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【墓地】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別墓地</td> <td>湧別町東145番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登栄床墓地</td> <td>湧別町登栄床78番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信部内墓地</td> <td>湧別町信部内39番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芭露墓地</td> <td>湧別町芭露964番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上芭露墓地</td> <td>湧別町上芭露406番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西芭露墓地</td> <td>湧別町西芭露518番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東芭露墓地</td> <td>湧別町東芭露131番地の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志撫子墓地</td> <td>湧別町志撫子511番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計呂地墓地</td> <td>湧別町計呂地1405番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南兵村墓地</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地447番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北兵村墓地</td> <td>湧別町北兵村一区235番地の1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富美墓地</td> <td>湧別町富美560・561番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開盛墓地</td> <td>湧別町開盛908番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上富美墓地</td> <td>湧別町上富美332番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	住 所	電 話	湧別斎場	湧別町東145番地	TEL(01586)5-2940	上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地447番地	TEL(01586)2-2660	名 称	住 所	備 考	湧別墓地	湧別町東145番地		登栄床墓地	湧別町登栄床78番地		信部内墓地	湧別町信部内39番地		芭露墓地	湧別町芭露964番地		上芭露墓地	湧別町上芭露406番地		西芭露墓地	湧別町西芭露518番地		東芭露墓地	湧別町東芭露131番地の3		志撫子墓地	湧別町志撫子511番地		計呂地墓地	湧別町計呂地1405番地		南兵村墓地	湧別町上湧別屯田市街地447番地		北兵村墓地	湧別町北兵村一区235番地の1		富美墓地	湧別町富美560・561番地		開盛墓地	湧別町開盛908番地		上富美墓地	湧別町上富美332番地		(追加)	(追加)		<p>・住所の修正</p> <p>・墓地の追加</p>
施設名	住 所	電 話																																																																																																																		
湧別斎場	湧別町東145番地の1	TEL(01586)5-2940																																																																																																																		
上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地447番地	TEL(01586)2-2660																																																																																																																		
名 称	住 所	備 考																																																																																																																		
湧別墓地	湧別町東145番地の1																																																																																																																			
登栄床墓地	湧別町登栄床78番地																																																																																																																			
信部内墓地	湧別町信部内39番地																																																																																																																			
芭露墓地	湧別町芭露964番地の1																																																																																																																			
上芭露墓地	湧別町上芭露406番地																																																																																																																			
西芭露墓地	湧別町西芭露518番地																																																																																																																			
東芭露墓地	湧別町東芭露131番地の3																																																																																																																			
志撫子墓地	湧別町志撫子1374番地																																																																																																																			
計呂地墓地	湧別町計呂地1406番地の2																																																																																																																			
南兵村墓地	湧別町上湧別屯田市街地447番地																																																																																																																			
北兵村墓地	湧別町北兵村一区235番地の1、236番地の1、239番地の3																																																																																																																			
富美墓地	湧別町富美560番地、561番地の1、562番地の1、3031番地の内																																																																																																																			
開盛墓地	湧別町開盛11番地、908番地																																																																																																																			
上富美墓地	湧別町上富美332番地の2																																																																																																																			
湧別町合同墓	湧別町東145番地の1																																																																																																																			
施設名	住 所	電 話																																																																																																																		
湧別斎場	湧別町東145番地	TEL(01586)5-2940																																																																																																																		
上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地447番地	TEL(01586)2-2660																																																																																																																		
名 称	住 所	備 考																																																																																																																		
湧別墓地	湧別町東145番地																																																																																																																			
登栄床墓地	湧別町登栄床78番地																																																																																																																			
信部内墓地	湧別町信部内39番地																																																																																																																			
芭露墓地	湧別町芭露964番地																																																																																																																			
上芭露墓地	湧別町上芭露406番地																																																																																																																			
西芭露墓地	湧別町西芭露518番地																																																																																																																			
東芭露墓地	湧別町東芭露131番地の3																																																																																																																			
志撫子墓地	湧別町志撫子511番地																																																																																																																			
計呂地墓地	湧別町計呂地1405番地																																																																																																																			
南兵村墓地	湧別町上湧別屯田市街地447番地																																																																																																																			
北兵村墓地	湧別町北兵村一区235番地の1																																																																																																																			
富美墓地	湧別町富美560・561番地																																																																																																																			
開盛墓地	湧別町開盛908番地																																																																																																																			
上富美墓地	湧別町上富美332番地																																																																																																																			
(追加)	(追加)																																																																																																																			

湧別町国民保護計画新旧対照表

NO. 7

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1～3 略</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。</p> <p>② 安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（<u>マイナンバーカード</u>、運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p style="text-align: center;">第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1～3 略</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。</p> <p>② 安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本人確認書類の追加</p>